

## 第5章 様々な分野における人権行政の推進

わが国や本県での人権問題をめぐる状況やその取組の経過・方針について共通の認識を持つ必要があります。本方針では重要課題として、わが国における固有の人権問題である部落差別問題をはじめとする9つの課題で整理しています。なお、昨今、社会的関心が高まっている性的少数者の人権問題を重要課題の一つとして位置づけました。

### I 部落差別問題

#### 1 これまでの取組、現状と課題

##### (1) 国の取組

- 部落差別問題は、一部の国民が出身を理由に結婚や就職など人生の節目で不当な扱い（差別）を受ける人権問題です。国は、1965年（昭和40年）の「同和問題はわが国固有の人権問題であり、この解決は国の責務であり国民的課題である」とする同和対策審議会答申を踏まえて、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法を制定しました。
- この法に基づく施策は、生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・職業の安定・教育の充実・人権擁護活動や啓発活動の強化など、総合的な取組となりました。同和対策に係る3つの特別措置法は2002年（平成14年）3月に期限となり、33年間の特別対策は終了しました。
- 長年の取組によって、生活環境や産業基盤が整備されるなど格差が改善されましたが、未だに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上で差別的情報を流布するなどの問題が存在しています。
- こうした中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、2016年（平成28年）に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、部落差別の解消に関し、基本理念を掲げ、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発の実施につい

て定めています。

## 国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1965(昭和40)年	同和対策審議会答申	「同和問題は我が国固有の人権問題、この解決は国の責務であり国民的課題である」
1969(昭和44)年	同和対策特別措置法	同対法（10年の時限法、3年間延長）：生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動・啓発活動強化等事業指定なし
1982(昭和57)年	地域改善対策特別措置法	地対法（5年の時限法）：74事業
1987(昭和62)年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	地対財特法（5年の時限法、5年延長）：55事業 1992（平成4）年から45事業
1996(平成8)年 5月	地域改善対策協議会意見具申	（事業）平成9年3月末終了、一般対策に移行 （教育啓発）人権教育・啓発に再構成 （被害救済関係）人権救済制度の確立検討
1997(平成9)年 3月	地対財特法（一部改正法）	15事業、2002（平成14）年3月末期限：15事業
2002(平成14)年 3月	特別対策終了	33年間の特別対策の終了
2016(平成28)年 12月	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (2) 県内の取組

- 県内においても、法に基づく事業や地域の実態に即した事業を実施してきました。生活環境の改善では、下水道・都市公園など社会基盤の整備や公営住宅の建設・改善、地区道路の整備、危険箇所対策などの住環境の改善に取り組みました。
- 社会福祉の増進では、老人・母子の保健衛生施策や児童福祉施策、  
\*1 隣保館での相談事業や啓発・交流事業に取り組みました。

\*1 隣保館 = 部落差別問題の解決を目的として設置され、1997（平成9）年から地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとされ相談や地域福祉事業等人権課題解決のため幅広い事業に取り組んでいる。

- 産業の振興では、農林水産業の施設の整備や経営指導に取り組み、中小企業の経営相談所を設置して経営指導や融資事業に取り組みました。
- 職業の安定では、職業相談や職業訓練事業により就職を支援し、企業・事業所に対して適正な採用選考を行うよう啓発や指導を行いました。
- 教育の充実の分野では、学力の向上や進学率の向上のための学習指導や進路指導・進学奨励事業に取り組みました。学校教育では、教職員の資質向上や教材の整備、カリキュラムの開発、研究事業の実施などに取り組みました。
- 社会教育では、市町村推進体制の整備や指導員・担当職員の育成、公民館・集会所の学級・講座での人権学習の推進などに取り組んできました。
- 県民啓発の推進では、各種イベントの開催やテレビ等マスコミの活用などに取り組み、市町村・各種団体の取組を支援しました。

#### 同和対策事業（県内の取組）

項目	事業内容	
生活環境の改善	社会基盤整備	下水道・都市公園
		公営住宅の建設・改善
		地区道路の整備
		危険箇所対策
社会福祉の増進	老人・母子の保健衛生施策	
	児童福祉施策	
	隣保館の相談事業、啓発・交流事業	
産業の振興	農林水産業施設整備・経営指導	
	中小企業の経営指導・融資事業	
職業の安定	職業相談	
	職業訓練事業	
	企業・事業所に対し適正な採用選考の啓発・指導	
教育の充実	学力・進学率の向上	学習指導
		進路指導・進学奨励事業

項目	事業内容	
教育の充実	学校教育	教職員の資質向上
		教材の整備
		カリキュラムの開発
		研究事業の実施
	社会教育	市町村推進体制の整備
		指導員・担当職員の育成
		公民館・集会所の人権学習の推進
	県民啓発	各種イベントの開催、マスコミ活用を通じた市町村・各種団体の取組支援

### (3) 現状と課題

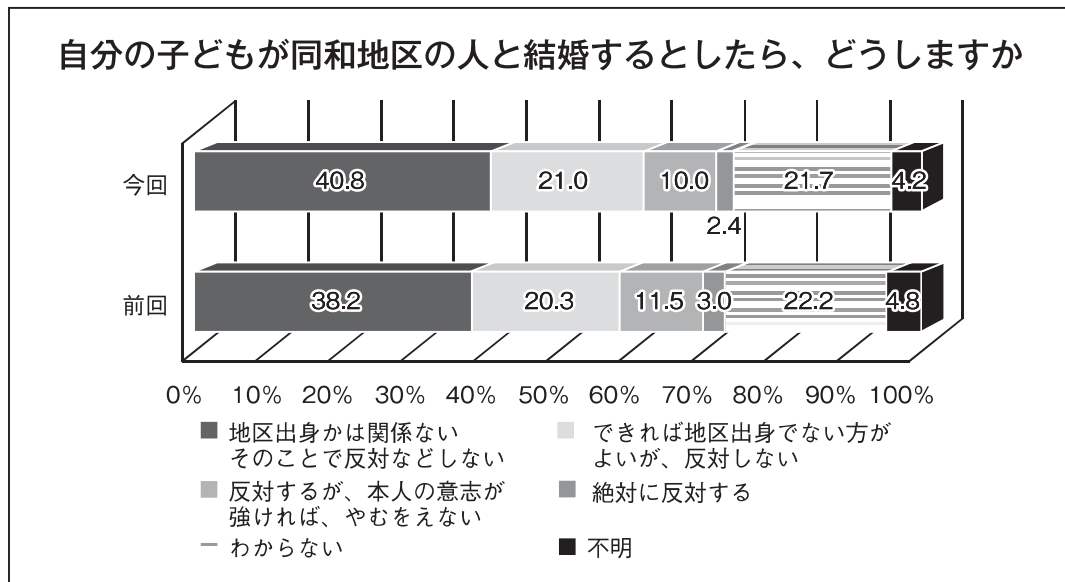
- 2002年（平成14年）11月に開催された大分県同和対策審議会は、この33年間の事業について、「生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当な成果をあげ、周辺地域との格差はほとんどみられなくなったが、進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、格差がなお存在している分野がみられる。また、結婚問題を中心に差別意識が未だに存在している状況であるため今後の主要な課題は部落差別撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進である」と総括しています。
- また、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による差別身元調査を防ぐため、県内市町村においては、平成24年4月1日に杵築市、国東市、日出町が県内で初めて事前登録型本人通知制度を導入しました。その後、平成25年4月1日までに県内全ての市町村で本人通知制度が実施されています。

登録型本人通知制度の県内状況（R元.6.1 現在）

市町村名	制度導入年月日	登録者数	通知件数(累計)
大分市	平成24年10月1日	16,055	5,257
別府市	平成25年1月15日	2,157	558
中津市	平成25年1月1日	1,000	262
日田市	平成25年4月1日	1,631	366
佐伯市	平成25年4月1日	1,237	336
臼杵市	平成25年4月1日	3,339	801
津久見市	平成25年4月1日	412	4
竹田市	平成24年11月1日	1,567	20
豊後高田市	平成25年4月1日	1,231	338
杵築市	平成24年4月1日	1,110	73
宇佐市	平成25年4月1日	2,804	569
豊後大野市	平成25年4月1日	1,496	368
由布市	平成25年4月1日	558	120
国東市	平成24年4月1日	1,736	106
姫島村	平成25年4月1日	174	0
日出町	平成24年4月1日	629	3
九重町	平成25年3月1日	386	38
玖珠町	平成25年3月1日	506	160
計		38,028	9,379

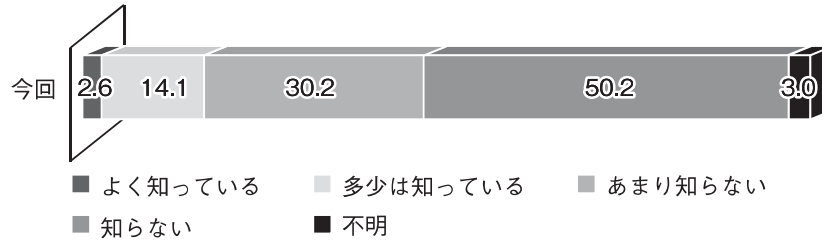
- 今回調査において、「あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたらあなたはどうしますか」という質問に対して、「同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」は40.8%（前回調査38.2%、H20調査37.7%）と少しずつではありますが改善しています。一方、「できれば地区出身者でないほうがいいが、反対はしない」「反対するが本人の意志が強ければやむをえない」と答えた人は31.0%（前回調査31.8%）、「絶対に反対する」と答えた人は2.4%（前回調査3.0%）でした。「住宅を購入したりアパートを借りるなど不動産を選ぶとき、価格や立地条件が希望にあってもその他の条件により避けることが

あると思いますか」という質問に対し、同和地区の地区内であるとき、「避ける」「どちらかといえば避ける」と答えた人は33.5%にのぼり、未だ同和地区に対する県民の差別意識が存在しているといえます。

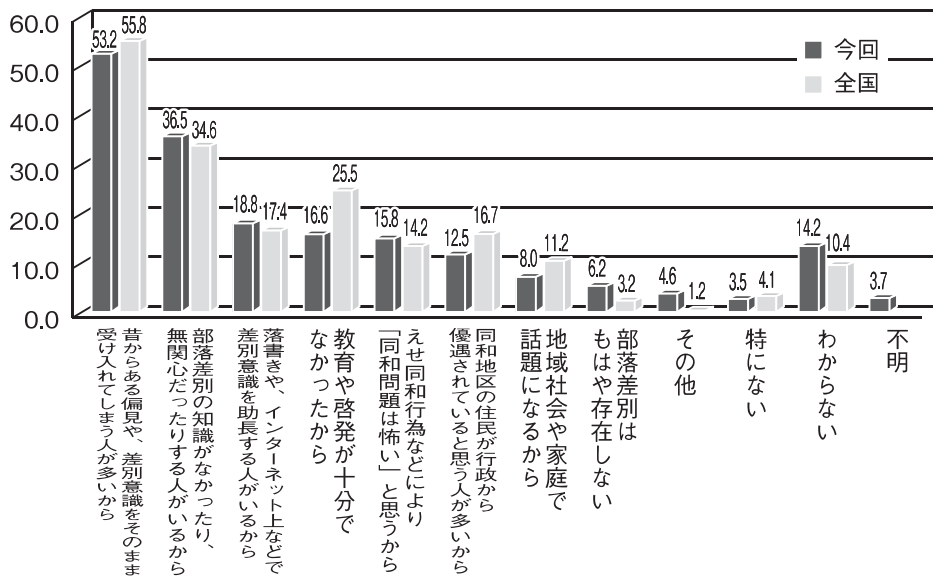


- また、今回から新たな設問として「部落差別解消推進法を知っていますか」という質問をしたところ、「あまり知らない」、「知らない」と答えた人は8割を超えています。「現在もなお部落差別が存在するのはなぜだと思いますか」という質問には「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから」が53.2%（全国調査（人権）55.8%）と最も多く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が36.5%（全国調査（人権）34.6%）、「落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから」が18.8%（全国調査（人権）17.4%）でした。

## 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を知っていますか



## 現在もなお部落差別が存在するのはなぜだと思いますか



- 法律の趣旨を周知するとともに、引き続き、差別根絶のため教育及び啓発の推進を行っていくことが重要です。
- 一方、部落差別問題の解決を阻むものとして\*1えせ同和行為があります。現在も大分県人権尊重・部落差別解消推進課には「えせ同和行為」に関する問い合わせや情報提供があります。今後とも、正しい知識の普及を図っていくことが必要です。

\*1 えせ同和行為 = 「同和問題（部落差別問題）はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、部落差別問題を口実に企業や団体に高額な図書や物品購入を無理強いしたり、寄付や賛助金を強要したりするといった不当な要求。

## 2 部落差別の解消の推進と基本方針

### (1) 部落差別の解消の推進

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的として、本方針において、部落差別の解消に向けた取組を定めます。

### (2) 基本方針

人権の世紀にふさわしい人権尊重の社会づくりは、本県における重要な課題の一つであり、今後も部落差別解消は人権行政の原点であり重要な柱です。

部落差別解消を進めるうえで、国の同和対策審議会答申の基本精神や\*2平成8年地对協意見具申の趣旨を踏まえた県審議会の了承事項及び部落差別解消推進法の理念を踏まえた基本方針とします。

- ① 部落差別問題は基本的人権に関わる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢でその解決に向けて積極的に取り組みます。
- ② 就労対策、産業の振興等の非物的事業については、必要な事業については一般対策を有効かつ適切に活用して、課題解決に向け実施します。
- ③ 教育・啓発については、すべての県民の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、一層の推進を図ります。
- ④ 国や市町村、関係団体との連携を図り、地域の実態を把握しつつ、各種施策を推進するとともに、地域の実情に応じた相談や教育・啓発の充実に努めます。

---

\*2 平成8年地对協意見具申＝「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について1996年（平成8年）5月にまとめた地域改善対策協議会の意見具申。特別対策の終了が同和問題の早期解決をめざす取組の終了を意味するものではないことなど、今後の基本的な方向を示した。



### 3 個別分野の推進方針

#### (1) 生活環境の改善

社会基盤の整備では、下水道事業や道路整備など、生活の根幹的な公共施設の整備、改善を図ってきました。また、住宅政策は、低所得者への住宅の確保や劣悪な環境にある地域の改善等を中心に取り組み、ある程度の成果を得られました。引き続き、地域の実情を踏まえ、かつ、地域の均衡に配慮しながら、過疎地域等における定住の促進や、高齢社会への対応、環境への配慮、安全な住まい・まちづくり等に対して必要な指導・支援を行います。

#### (2) 社会福祉の増進

誰もが住み慣れた地域で個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域社会を実現するため、地域福祉の推進を担う様々な主体との協働・支援をベースとし、県民の共生意識の醸成と行動の喚起や共に支え合う地域力の向上等を掲げる「大分県地域福祉基本計画」を策定しています。

高齢者や障がい者施策については、地域の実情や事業対象者の状況、地域住民等の意見を踏まえたプラン・計画での施策を総合的・計画的に実施しています。

ひとり親家庭施策については、相談・指導事業や弁護士による法律相談を通じて、ひとり親家庭の自立を支援します。

住民参加の活動においては、隣保館など地域の公的施設を有効に活用します。

#### (3) 産業の振興

農林水産業の振興については、生産基盤や近代化施設の整備等により経営規模の拡大や経営の安定を図ってきましたが、施設の遊休化や老朽

化もみられることから、今後とも農林漁業の担い手の主体的な努力を支援します。また、地域農業の担い手の育成を図るため、集落営農を推進するなど、地域の農林水産業の持続的な発展を支援します。

中小企業の振興については、小規模企業者に対して中小企業相談所を設置し経営指導を行ってきましたが、今後とも県内中小企業の経営体質の強化や倒産防止対策を充実する中で、各商工会議所等の経営指導により小規模企業者の経営の改善や自立を支援します。

#### (4) 職業の安定

就職困難者等の就労支援については、大分県中高年齢者就業支援センターに就業支援相談員を配置して、大分労働局と連携しながら就職についての助言・指導を行っています。また、求職者のニーズにあった職業訓練を実施するなど職業能力開発の機会確保に取り組んでいます。今後とも、雇用の促進・安定に努めます。

公正な選考採用については毎年、8月の「差別をなくす運動月間」を「就職差別撤廃月間」と位置づけ、経営者団体や従業員30人以上規模の県内事業所等に対して文書通知をしています。また、各種合同企業説明会においては、パネルを展示し啓発を行っています。更に、大分労働局が公正な採用選考システムの確立のため、県内経済団体役員等に\*1公正採用選考人権啓発協力員を委嘱し、企業トップや既存の公正採用選考人権啓発推進員の研修を実施しています。引き続き大分労働局等と連携しながら公正な選考採用を推進します。

#### (5) 教育の充実

学校教育においては、部落差別の解消に関わる取組を核として人権教

---

\*1 公正採用選考人権啓発協力員 = 公正採用について企業トップに対して理解を求め企業内の研修・啓発を効果的に行うため、経済団体の役員等を労働局が委嘱する。

育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる幼児児童生徒の育成に向けて取り組んでいます。人権教育の中で「人権感覚」と「知的理解」を基盤として、発達段階に応じて系統的に取り組むことにより、「人権問題の解決に向かう実践力」のある幼児児童生徒の育成を図ります。

社会教育においては、部落差別の解消を核とした学習・啓発活動を、あらゆる学習の機会を通じて推進しています。身の回りにある人権課題について学習を深め、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくそうとする具体的な態度や行動に現れる住民の育成を図ります。

## (6) 県民啓発の推進

- ① 部落差別解消推進法について、県民への周知を図ります。
- ② 部落差別問題について、正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ③ インターネットやテレビ・ラジオの効果的な活用等、若年世代や企業従事者の生活周期に適合するよう啓発媒体・方法を工夫します。
- ④ 「差別をなくす運動月間」については、県民が気軽に参加し学習できる場となるよう工夫します。
- ⑤ 各種行事において部落差別解消啓発コーナーを設置します。
- ⑥ インターネットを利用した差別事象の根絶に向けて適切に対応するため、関係事業者や県民に啓発を行います。
- ⑦ 地域社会のコミュニティセンターである隣保館が公民館等と連携しながら行う啓発活動を支援します。

## (7) 相談・支援の充実

- ① 大分県人権情報プラザにおいて、部落差別問題についての正しい知識、情報を発信するとともに、相談体制の整備、支援の充実に努めます。

- ② 部落差別問題を理由とする人権侵害を受けた地区住民の相談に対応するため、専門相談機関との連携を推進します。
- ③ 地域住民の生活相談全般に深く関わる隣保館の相談・支援体制を充実・強化できるよう、市町村を支援します。
- ④ 様々な支援が必要な児童生徒の支援を行うため、学校内の支援体制の充実を図ります。

## Ⅱ 女性の人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国際社会と国の取組

- 国際連合は、性別による差別の撤廃に世界的規模で取り組むため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と決議し、メキシコシティで初めての世界女性会議を開催して、1975年（昭和50年）からの10年間を「国連婦人の10年」と決めました。以降、国連による女性の地位向上の世界的潮流がつくられてきました。
- 1979年（昭和54年）の「女性差別撤廃条約」、1985年（昭和60年）の「ナイロビ将来戦略」、1993年（平成5年）には女性の権利は人権であると示した「ウィーン宣言」、1994年（平成6年）に「<sup>\*1</sup>リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の理念を打ち出したカイロ会議の行動計画、1995年（平成7年）には21世紀に向けた女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。また、2005年（平成17年）、第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の評価・見直しを行い完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

---

<sup>\*1</sup> リプロダクティブ・ヘルス／ライツ＝「性と生殖に関する健康と権利」。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であることや性生活、出産に関し当事者である女性の自己決定を尊重する考え。女性の健康と安全を重視する。

- わが国では、国際婦人年を受けて総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年（昭和52年）には、「国内行動計画」を策定して、女性の地位向上に向けた本格的な取組が始まりました。1985年（昭和60年）には、「国籍法」の一部改正や「男女雇用機会均等法」を公布するなど国内制度を整備し、「女性差別撤廃条約」を批准しました。1996年（平成8年）には、男女共同参画社会の形成を促進する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 法整備では、1997年（平成9年）に男女雇用機会均等法が改正され、雇用・就業における男女間の差別の禁止やセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務の規定が追加され、1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成が促進されました。さらに、2016年（平成28年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行、2019年（令和元年）6月に一部改正が公布され、女性の職業生活における活躍が迅速かつ重点的に推進されることとなりました。
- また、女性に対する暴力が急増していることから、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年（平成13年）には、「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は2004年（平成16年）に一部改正され、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援を明確化し、さらに2007年（平成19年）にも一部改正され、再度の保護命令制度の拡充と市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務化しました。また、2013年（平成25年）にも一部改正され、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」も法の適用対象となりました。

## 国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1975(昭和50)年	「国際婦人年」	「国連婦人の10年」1975年からの10年間
1979(昭和54)年	女性差別撤廃条約	
1985(昭和60)年	ナイロビ将来戦略	
1993(平成5)年	ウィーン宣言	女性の権利は人権である
1994(平成6)年	カイロ会議 行動計画	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」理念
1995(平成7)年	北京宣言及び行動綱領	21世紀に向けた女性の地位向上の指針
2005(平成17)年	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」宣言	「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」評価・見直し

## 国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1977(昭和52)年	国内行動計画	女性の地位向上に向けた本格的な取組開始
1985(昭和60)年	「国籍法」一部改正	国内制度の整備
	「男女雇用機会均等法」公布	
	「女性差別撤廃条約」批准	
1996(平成8)年	「男女共同参画2000年プラン」策定	「男女共同参画社会」形成促進のための行動計画
1997(平成9)年	「男女雇用機会均等法」改正	雇用・就業における男女間の差別禁止、セクハラ防止のための事業主の配慮
1999(平成11)年	「男女共同参画社会基本法」施行	男女共同参画社会の形成促進
2000(平成12)年	「ストーカー行為等の規制に関する法律」	
2001(平成13)年	「DV防止法」	
2004(平成16)年	「DV防止法」一部改正	保護命令制度の拡充、被害者の自立支援
2007(平成19)年	「DV防止法」一部改正	再度保護命令制度の拡充、市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置（努力義務化）

年	国内の取組	取組要旨
2013(平成25)年	「DV防止法」一部改正	「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」法の適用対象
2016(平成28)年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	
2019(令和元)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」一部改正	

## (2) 県内の取組

- 県は、1980年（昭和55年）に「婦人の明日をひらく－県内行動計画」、1991年（平成3年）には「おおいた女性プラン21」を策定しました。さらに、2001年（平成13年）には「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女の平等と人権の尊重を基本理念として男女平等をめぐる意識変革や女性に対する暴力の根絶等を基本目標に盛り込みました。また、2016年（平成28年）3月に「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しています。
- 2002年（平成14年）には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすため、「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。
- 2005年（平成17年）、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「大分県DV対策基本計画」を策定し、2009年（平成21年）2月に、DV被害者支援を強化するため同計画を改訂し、さらに2012年（平成24年）3月に、DV被害者の保護と自立支援を強化するため同計画を改定しました。加えて、2017年（平成29年）3月に、暴力根絶のための啓発と教育の充実のため、同計画を改定しました。

- 2002年（平成14年）には、DVの被害女性からの相談を受け支援についての情報を提供するため大分県婦人相談所を「配偶者暴力相談支援センター」に指定し、2003年（平成15年）には、男女共同参画の拠点施設として<sup>\*1</sup>消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉を開設しました。開設以来「女性の総合相談」を受けていた「アイネス」を2009年（平成21年）8月、県は、県内2ヶ所目となる配偶者暴力相談支援センターに指定しました。
- 2016年（平成28年）4月、性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設しました。なお、県では、アイネスにおいて「男性総合相談」も受け付けており、男女がともに自分らしく生きていくことのできる社会づくりを目指しています。

#### 県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
1980(昭和55)年	婦人の明日をひらく－県内行動計画	
1991(平成3)年	「おおいた女性プラン21」策定	
2001(平成13)年	「おおいた男女共同参画プラン」策定	男女の平等と人権の尊重を基本理念とした意識改変、女性に対する暴力の根絶を基本目標とする
2002(平成14)年	「大分県男女共同参画推進条例」制定	男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす

<sup>\*1</sup> 消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉＝2003年（平成15年）に、消費生活の向上や男女共同参画社会づくりに関する活動など、県民の自主的な社会貢献活動を支援する施設として開設した。愛称のアイネスは、「i」愛情・情報・私、「ne」次の時代（next）・新しさ（new）、「s」消費、「s」生活の頭文字。

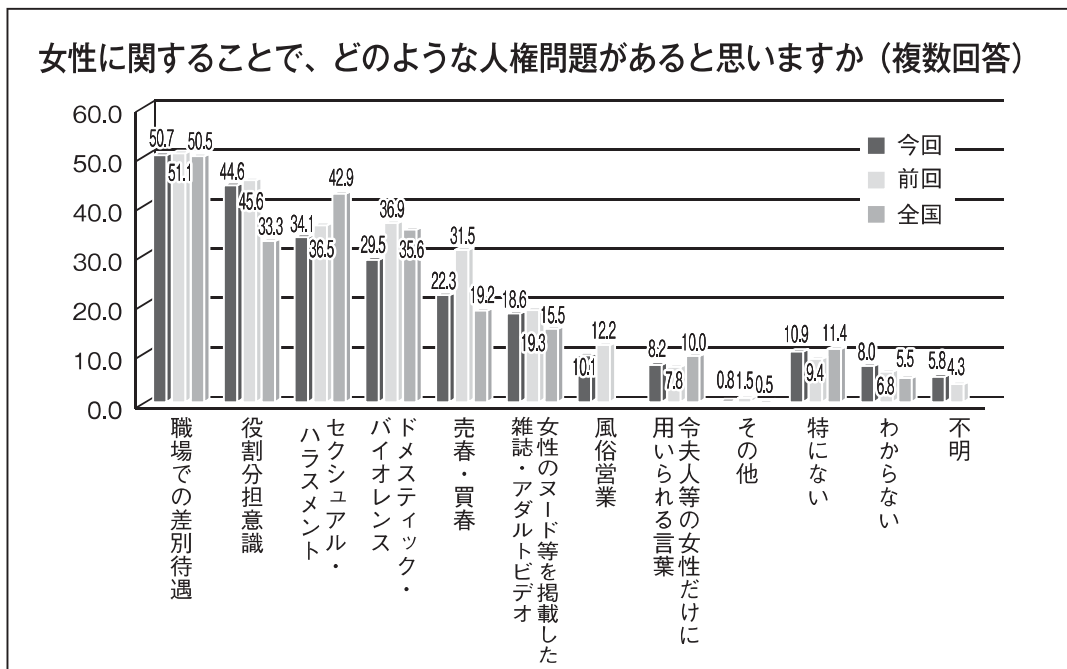
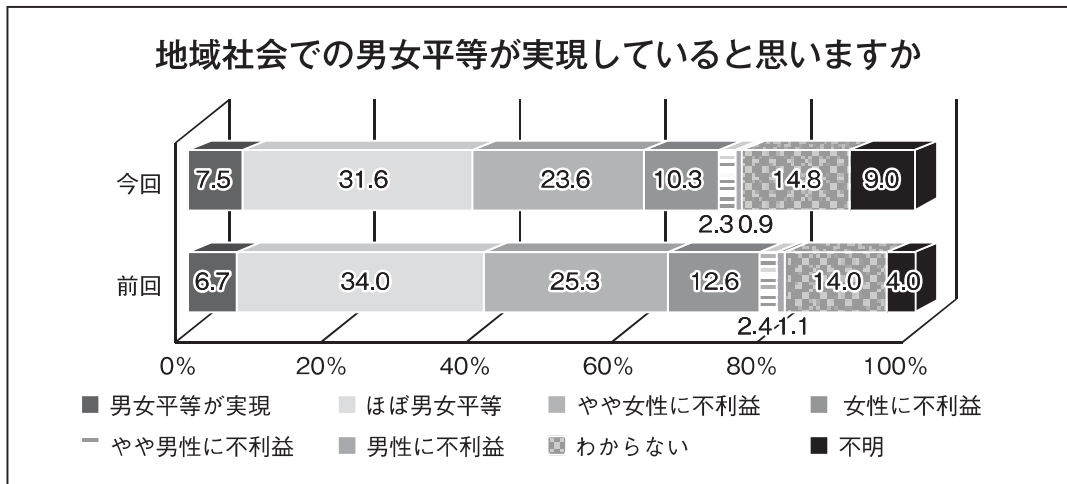
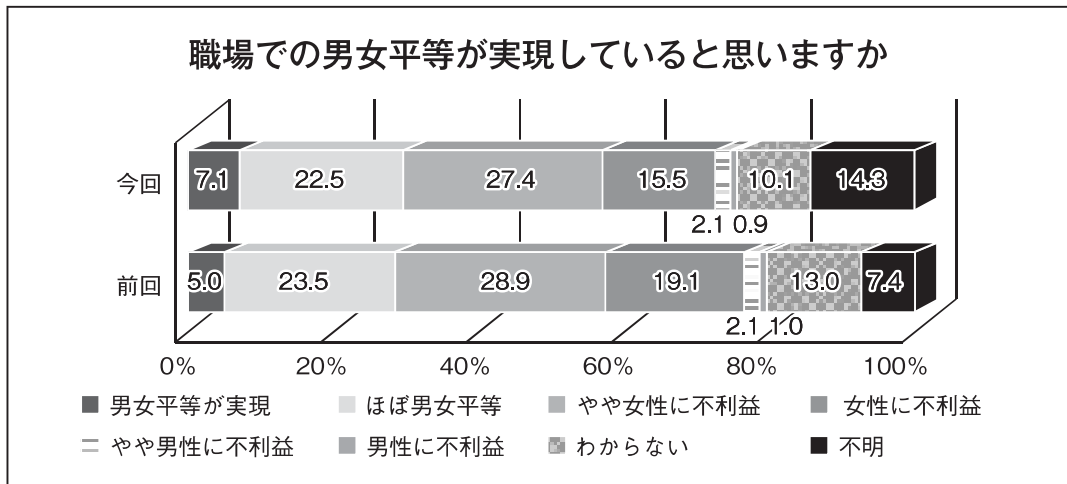


年	県内の取組	取組要旨
2002(平成14)年	「大分県婦人相談所」を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	
2003(平成15)年	「消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉」開設	男女共同参画の拠点施設
2005(平成17)年	「大分県DV対策基本計画」策定	
2009(平成21)年	「大分県DV対策基本計画」改定	DV被害者の保護と自立支援強化
2009(平成21)年 8月	「アイネス」を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	県内2箇所目
2016(平成28)年 4月	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」開設	性犯罪・性暴力の被害者をワンストップ支援する施設

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 男女平等と人権の尊重に向けた様々な取組が進められてきましたが、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度または慣行が依然として存在しており、多くの課題が残されています。
- 2014年（平成26年）に実施した「男女共同参画社会づくりのための意識調査」では、女性の42.1%がDVを経験し、うち、13.4%が何度もDV被害にあったと答えています。今回調査では、家庭での男女平等について、「平等」が「女性が不利」をやや上回りましたが、地域生活や職場において「女性は不利」であると回答した割合が高くなっています。女性の人権で問題となる項目では、多い順に「職場での差別待遇」、「役割分担意識」、「セクシュアル・ハラスメント」「DV」となっています。



- 配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVに関する相談件数は、法施行直後の2002年度（平成14年度）258件でしたが、2018年度（平成30年度）は415件となっています。また、一時保護所の入所者のうち夫等の暴力を理由とする入所件数は法施行直後の平成14年度は26件でしたが、2018年度（平成30年度）は50件となっており、全体の一時保護入所者数の7割程度が夫等の暴力を理由とするものになっています。さらに、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」に寄せられた相談件数は、2016年度（平成28年度）は238件、2017年度（平成29年度）は180件、2018年度（平成30年度）は221件となっています。
- 女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割の分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。

## （2）基本方針

男女共同参画社会の実現を基本目標として、2016年（平成28年）3月に策定した「第4次おおいた男女共同参画プラン」及び2017年（平成29年）3月に改定した「第4次大分県DV対策基本計画」に基づき、以下の事項を基本方針とします。

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する平等な社会づくりを推進するよう啓発に努めます。
- ② 女性に対する暴力を防止するとともに暴力根絶のため、啓発・教育に努め、また、被害女性の救済、保護、自立支援への取組の充実を図ります。
- ③ 女性の生涯を通じた健康を支援するため、健康教育や相談体制の確立を図るとともに、男女が互いの性について正しく理解できるよう、学習機会の提供などの教育・啓発に努めます。

### 3 個別分野の推進方針

#### (1) 教育・意識啓発の推進

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、企業や家庭における意識の改革に向けた取組など、経済界とも連携した啓発活動の充実を図ります。
- ② 男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するための啓発・教育の充実に努めます。
- ③ 交際相手からのDV（デートDV）に関する予防、啓発のための取組の充実に努めます。
- ④ メディアに対して、固定的な役割分担意識の解消や女性の人権尊重のための活動情報を提供し、女性の人権に配慮した表現に努めるよう協力を要請します。

#### (2) 福祉保健の充実

- ① 女性が思春期や出産期、子育て期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康の保持・増進ができるよう情報提供や相談体制を確立し、自ら適切な行動を選択し健康を享受できる学習機会や健康教室を提供します。
- ② 性に対する正しい知識の普及を図るとともに、性感染症やエイズの予防に関する教育を推進します。

#### (3) 就労の安定

- ① 事業主や労働者に対し、男女雇用機会均等法の徹底及び企業の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進について啓発に努め、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。
- ② 働く場での性別による差別解消、セクシュアル・ハラスメントの他、パワーハラスメントの予防、メンタルヘルス対策等について、事

業主や労働者に対し、労働講座の開催や広報等を通じて幅広い啓発に努めます。

- ③ 母子家庭の自立を促進するため個々の実情に応じたきめ細かな就業援助を行い、母親の就労を推進します。

#### (4) 相談・支援・権利擁護の充実

- ① DV被害者に対して適切な支援ができるよう関係機関相互の顔が見えるネットワークづくりを進めるとともに地域における被害者支援を担う人材養成や民間団体との連携と協働を図り、配偶者からの暴力にかかる施策の推進体制を整備します。
- ② DV被害者のカウンセリング等心のケアの充実、住宅確保、就労等生活基盤確立のための支援、地域における被害者のフォローアップの充実を図り被害者の自立を支援します。
- ③ DV被害者が安全かつ安心して保護が受けられるよう、保護体制の充実、被害者の子どもに対する支援、関係機関との連携強化に努めます。
- ④ 「おおいた性暴力救援センター・すみれ」による性暴力・性犯罪被害者支援の推進に努めます。

### Ⅲ 子どもの人権問題

#### 1 これまでの取組

##### (1) 国際社会と国の取組

- 国際社会は20世紀に入ると子どもの権利の確立に向けて大きく取り組み始めました。1924年（大正13年）に国際連盟で採択された「児童の権利に関するジュネーブ宣言」は、すべての国に、大戦を経て飢えた子どもや病気の子どもの、親を亡くした子どもなどの保護を呼びかけるものでした。

- 次に、1959年（昭和34年）に国連で決議された「児童の権利宣言」は、「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的及び精神的に未熟であることから、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界のすべての構成員に対して遵守する努力を要請しました。
- さらに、1989年（平成元年）に国連で採択された「子どもの権利条約」は、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、子どもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、思想・良心の自由や表現の自由など多くの権利を子どもに保障しています。
- わが国で1951年（昭和26年）に制定された児童憲章は、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童はよい環境のなかで育てられる」として、実質的に子どもの権利を宣言するものとなりました。

児童福祉法は、「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課しました。また、教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的として掲げています。
- 1994年（平成6年）に日本政府は「子どもの権利条約」を批准し、1999年（平成11年）に制定された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（\*1児童ポルノ禁止法）」では児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを、また、2000年（平成12年）に制定された児童虐待防止法は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを明らかにして、子どもの権利擁護が明記されました。
- さらに、2019年（令和元年）6月に児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止や懲戒権の在り方の検討についての措置

---

\*1 児童ポルノ禁止法 = 国際社会では児童ポルノは極めて悪質な人権侵害と考えられており、日本製の児童ポルノが多いことから防止策をとるよう国際社会から強く要請があった。

を講ずること等を盛り込んだ「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き、2020年（令和2年）4月から施行されました。

- 2004年（平成16年）には、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」を、2005年（平成17年）は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、「子どもの権利条約」と併せて両選択議定書の履行に取り組んでいます。また、2003年（平成15年）には、インターネット利用に起因した児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されました。
- いじめに関しては、2013年（平成25年）9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針（国の基本方針）」が策定、2017年（平成29年）に一部改定され、いじめの防止等のための対策が一層推進されることとなりました。
- また、国の調査によると、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しいことや、生活保護世帯の子どもの高校等進学率も全体と比較して低い水準になっていることなどから、こうしたことを背景に、2013年（平成25年）6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年（平成26年）1月に施行されました。

## 国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1924(大正13)年	児童の権利に関するジュネーブ宣言	全ての国に大戦を経て飢えた子どもや病気の子どもの、親を亡くした子ども等の保護を呼びかける
1959(昭和34)年	児童の権利宣言	「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的・精神的に未熟なため、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界全ての構成員に遵守する努力要請
1989(平成元年)年	「子どもの権利条約」採択	子どもを権利の主体、権利行使の主体として思想・良心の自由や表現の自由等を保障

## 国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1951(昭和26)年	「児童憲章」制定	人として尊重、社会の一員として重んじられる、良い環境のなかで育てられるとする、実質的な子どもの権利宣言
	児童福祉法	「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課す
	教育基本法	「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的とする
1994(平成6)年	「子どもの権利条約」批准	
1999(平成11)年	児童ポルノ禁止法	児童に対する性的搾取、性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを明記
2000(平成12)年	児童虐待防止法	児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとして権利擁護を明記



年	国内の取組	取組要旨
2003(平成15)年	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	インターネット利用に起因した児童売春、その他の犯罪から児童を保護し児童の健全な育成に資する
2004(平成16)年	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」批准	
2005(平成17)年	「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准	
2013(平成25)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立	議員提出
	いじめ防止対策推進法	
	いじめの防止等のための基本的な方針（国の基本方針）	
2014(平成26)年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
2017(平成29)年	「いじめ防止対策推進法」一部改正	
2019(令和元)年 6月	「児童福祉法」等の一部改正	親権者等による体罰の禁止、懲戒権のあり方の検討

## (2) 県内の取組

- 県においても、少子・高齢化の進行や国際化・情報化が急速に進展し、社会の構造は大きく変化しています。こうした環境の変化を踏まえ、県では、2000年（平成12年）1月に「第5次大分県総合教育計画」を策定し、家庭や学校、地域社会が連携して子どもを育む施策の方向を示しました。
- 「おおいた子ども育成プラン21」を継承した「大分県次世代育成支援行動計画 おおいた子ども・子育て応援プラン」を2005年（平成17年）3月に策定し、子どもを保護の客体としてではなく、基本的人権の権利主体として認め、一層の権利擁護を図ることとしました。

- 2005年（平成17年）3月に「青少年の健全な育成に関する条例」を制定し、青少年に対する県民の責務及び県民相互の協力を規定しました。
- 「豊の国青少年プラン21」を継承した「大分県青少年健全育成基本計画」を2006年（平成18年）3月に策定し、青少年の人権尊重を目標としました。
- 2014年（平成26年）4月に「大分県いじめ防止基本方針」を策定、2017年（平成29年）10月に一部改正を行い、一層の教育・啓発や虐待・いじめ防止対策に取り組んでいます。
- 2016年（平成28年）3月に「大分県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「子どもの貧困対策」に総合的に取り組んでいます。

#### 県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
2000(平成12)年 1月	第5次大分県総合教育計画	家庭や学校、地域社会が連携して子どもをはぐくむ施策の方向を示す
2005(平成17)年 3月	大分県次世代育成支援行動計画 おおいた子ども・子育て応援プラン	子どもを基本的人権の権利主体と認め、一層の権利擁護を図る
	青少年の健全な育成に関する条例	青少年に対する県民の責務、及び県民相互の協力を規定
2006(平成18)年 3月	大分県青少年健全育成基本計画	青少年の人権尊重を目標とする
2014(平成26)年 4月	大分県いじめ防止基本方針	教育・啓発、虐待・いじめ防止対策
2016(平成28)年 3月	大分県子どもの貧困対策推進計画	総合的な子どもの貧困対策
2017(平成29)年 10月	「大分県いじめ防止基本方針」一部改定	

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 核家族化や都市化の進行、ひとり親家庭の増加、地域社会の連帯感の

希薄化を背景に、家庭や地域の子育て機能や教育力が低下するなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。学校では、いじめ・不登校の問題の深刻化、体罰・性的いやがらせの顕在化など従来の教育システムでは対応しきれない問題が生じています。

○ 子どもは、成長発達過程にあるため、自己を適切に表現することが不十分な場合が多くあります。そのため、子どもに関することについては子どもの意見を反映しながら、子どもが安心・安全に生活し教育を受けることができる環境をつくり、子どもの権利を擁護する仕組みを構築することが必要です。

○ また、将来の社会を担う青少年が社会との関わりの中で自己実現を図り、自立した個人として成長するよう支援していくことが必要です。しかし、社会の変化はボランティアなどに取り組む若者の増加など望ましい影響をもたらす一方で、青少年の非行やいじめ、不登校、ひきこもり、虐待など様々な問題が深刻となっています。

一方、新たな問題として若者の社会的自立の遅れも指摘されています。

○ これらの問題解決にあたっては、青少年の問題が大人社会の問題の反映であることを認識して社会のあり方を見直すことが必要です。同時に青少年が主体的に社会性を身につけ、成長に応じて社会に適応できるよう家庭や学校、地域社会がそれぞれの機能を発揮し、連携して支援を行うことが求められています。

○ また、国の調査で示された「子どもの貧困率」は2016年（平成28年）時点で13.9%であり、4年前（2012年（平成24年））と比べて、2.4ポイント改善していますが、依然として7人に1人が経済的に困窮している状況にあり、子どもの貧困問題への対策が求められています。

## **(2) 基本方針**

子どもが心身ともに健やかに育ち、21世紀を拓くたくましい青少年を

育成できる社会を実現するため、次の事項を基本方針とします。

- ① 児童相談所をはじめとする関係機関・団体が密接に連携し、養育者への支援、親子関係の再構築等を通じて子どもの権利擁護を進めます。
- ② 子どもたちが安全な生活をおくり健やかに成長するようセーフティネットづくりを社会全体で取り組みます。
- ③ 青少年の課題は社会そのものの課題であることを認識して社会のあり方を見直しながら施策を進めます。
- ④ 子ども一人ひとりを大切に、それぞれが人格をもったひとりの人間として尊重される教育活動を展開します。
- ⑤ 生きる力を育む学校教育を充実し、家庭・地域社会に開かれた学校づくりを進めます。
- ⑥ 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育つことのできる環境の整備を進めます。

### 3 個別分野の推進方針

#### (1) 福祉保健の充実

- ① 育児不安の解消や子育てに関する負担感の軽減を図るため、相談体制や子育て支援サービスの充実など、地域の子育て環境の整備を推進します。
- ② 家族統合、家族養育機能の再生を目指しながら、子どものみならず親も含めた家族への支援を進めます。
- ③ 児童養護施設の小規模化やケア担当職員の養成と資質の向上を図ります。
- ④ 近年増加している被虐待児などのケアには、個別の対応が必要であり、家庭的な雰囲気の中で生活する里親制度の充実を図ります。

## (2) 教育の推進

- ① 学校（幼稚園を含む）では、全教職員による一致協力した指導体制を確立し教師と幼児児童生徒の信頼関係や幼児児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる教育活動を推進します。
- ② 学力の向上については、小・中・高等学校の12年間を見通した上で、各学校段階における「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の双方を身につけさせるため、目指す授業像を明確にし、課題の発見と解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」を実現するとともに、学習習慣の確立に向けた取組を積極的に行います。
- ③ 子どもたちに豊かな人間性や対人関係能力等の社会性を培うためにボランティア活動・自然体験・社会体験等の豊かな体験活動を推進します。

## (3) 青少年の健やかな育成

- ① 豊かな人間性や規範意識・社会性を身につけた青少年を育む社会をつくるため、有害な環境の除去に努めます。
- ② 青少年が主体的に望ましい社会性を獲得できるよう、社会的自立につながる活動機会の充実に努めます。

## (4) 相談・支援・権利擁護の充実

- ① 虐待の発生予防や早期発見・早期対応、アフターケアの充実を図ります。
- ② 非行や不登校、ひきこもり等社会への適応に困難を抱える青少年やその保護者等に対する支援体制を充実します。
- ③ いじめや不登校、問題行動等の解決を図るため、スクールカウンセラー等の配置拡充を進め、学校における教育相談機能を充実します。
- ④ 適応指導教室（教育支援センター）の充実に努め、不登校児童生徒

を地域ぐるみでサポートするシステムの構築に向けて各市町村教育委員会と連携を図りながら取組を推進します。

#### (5) 子どもの貧困対策の推進

「大分県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもたちへの教育・生活の支援や、保護者に対する就労支援、経済的支援など「子どもの貧困対策」に総合的に取り組みます。

### IV 高齢者の人権問題

#### 1 これまでの取組

##### (1) 国際社会と国の取組

- 国際社会では、1982年（昭和57年）にウィーンで開催された高齢者問題世界会議で、各国の高齢者政策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。1991年（平成3年）の国連総会では、「\*1高齢者のための国連5原則」が採択され、翌年の国連総会において国際社会の高齢者政策を促進するため、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。
- わが国では、1986年（昭和61年）に「長寿社会対策大綱」が定められ、1995年（平成7年）に「高齢社会対策基本法」が施行されて、高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組みを明らかにしました。1996年（平成8年）には同法に基づく「高齢社会対策大綱」が定められ、政府の高齢社会対策の中長期にわたる基本的・総合的な指針となりました。さらに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて本格的な高齢社会に移行することから、2001年（平成13年）には新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

---

\*1「高齢者のための国連5原則」 = ①自立の原則②参加の原則③ケアの原則④自己実現の原則⑤尊厳の原則